

関白秀次失脚自刃事件と木食応其上人

勢田 勝郭

Hidetsugu Toyotomi, Hideyoshi, Mokujiki Ogo in 1595

Katsuhiko SETA

文禄四年の関白・豊臣秀次の失脚自刃事件について私見を述べる。主要な結論は以下のごとくである。

▽七月八日、秀次は、謀反の嫌疑を受け、太閤・秀吉から高野山への退去を命ぜられる。これは、秀次自身の事件への係わりを曖昧にしたまま、その政治的生命的^命のみを奪い、身柄を、信頼する木食・応其上人に預けようとする秀吉の意思に基づくものであった。

▽十二日から十三日にかけて、事態が急変し、秀次自身の事件への係わりが否定できないものとなった。止むなく、秀吉は高野山へ秀次に切腹を命ずる使者を派遣し、それに従って、十五日、秀次は自刃した。近年、秀次が雪冤のために自刃したとする新説が唱えられているが、首肯できるものではない。

文禄四年七月八日、関白・豊臣秀次は、養父であり叔父でもある太閤・秀吉と対談すべく聚楽第を出て伏見城に向かったが、面会すら許されず、そのまま高野行を命ぜられた。次いで、十五日、秀次が高野山青巖寺において自刃し、更に、八月二日、彼の妻妾三十余人が、その子ともども、京都三条河原で公開処刑されるというごとき事件は経過するが、その経緯について、私見を述べ、諸先学の御批判を仰ぎたい。

当該の一連の事件（以下、秀次失脚自刃事件と呼ぶ）については、最近、矢部健太郎氏によって新説が提示され（注①）、マスメディアにも採り上げられるとともに、秀次に関する近年の複数の出版物において考慮すべき説として紹介され（注②）、注目されている。私自身の本稿執筆の動機も、氏の新説を知った上でのことであるが、氏の説のポイントは、氏自身によって、簡潔に、次のごとく箇条書きで示されている。

① 秀吉の真意は「秀次失脚事件」と秀次の「高野住山」で穏便な決着を望むことだったにも関わらず、

② 身の潔白を証明しようとした秀次の意思による「秀次切腹事件」が発生し、

③ 「想定外」の政治的動揺を抑える必要性から「妻子惨殺事件」へと展開した。

蛇足であるが、①の「穏便な解決を望む」というのは、秀吉には、秀次を切腹させる意思がなかったことであり、それが、氏の論稿のサブタイトルとなっている。私も、以前から漠然と考えていたので、その点では強く賛意を表したく思うのではあるが、一方、②の点については、どうしても氏の説を是とすることができず、必然的に③の点でも、氏と結論を異にすることとなる。以下、その所以を述べることとなるが、それ以前に、私が、矢部氏の論考について不満足感を感じるのは、次の二点である。

（一）史料の取捨選択において、小瀬甫庵の『太閤記』の記述を採り上げ、それを

否定することのみを以て可とし、記述の信頼性という点ではそれよりも遙かに重視されるべき『川角太閤記』については、全く言及がないこと。

(二) 事件の舞台が高野山であること、というよりも、秀吉が秀次の追放先として指示したのが、(他ならぬ)高野山であったことへの考慮が不十分であること。更に言えば、当時の高野山の最高実力者であった応其上人と秀吉との間の人間関係が考慮外であること。

この二点を考慮すれば、事件の経緯はどのようなものとなるか、(一) から論じたい。

『川角太閤記』の記述に依る限り、秀次の切腹が「身の潔白を証明しようとした秀次の意思による」切腹であるとは、絶対に考えることができない。何となれば、そこには、秀次切腹の当日の様子を、以下のごとく述べているからである。

一、十五日五ツ時分、福島大夫・池田伊予、此の兩人御使ひに参られ候ふは、「御切腹なされ候へとの御意にて、兩人参り候ふ」と申し上げられ候ふ。関白様は、龍西堂と御将棋遊ばされ候ふところへ、篠部淡路奏者にて、「福島大夫・池田伊予、御使ひに参られ候ふ」と申し上げ候ふところ、「何事にや」と御意なり。「かやうになられ候ふ上は、仮令御中直り候ふとも、この御遺恨はて申すまじくとおぼしめされ候ふ間、御切腹なされ候へど、兩人申し上げ候ふ」と、淡路守申し上げ候ふところに、「さも有るか、然らば、この将棋は、秀次勝ちの将棋か」とおぼしめされ候ふ。「皆々見よ」との御意にて、見申し候ふところに、御意のごとく、御勝ちの御将棋にて御座候ふ。桂馬にてつまり申し候ふに相究め候ふ。御取りなされ候ふ駒をば、箱の身の方へ御入れなされ、龍西堂へ取られ候ふ駒をば、蓋に御入れさせ、「駒崩すな」と御意候ひて、床へ御上げさせ置きなされ候ふ。さて、兩人への御返事には、「炎天の時分、御使ひ辛勞におぼしめし候ふ。白洲へ、兩人共に詰められ候へ。御ふみ、一ツ二ツ遊ばされたくおぼしめさるゝこと、如何候はんや」と、御返事なり。兩人、様子承り届け「今日中にさへ御切腹なされ候はば、夜に入り申し候ひても苦しからず候ふ。緩々と御仕置なさるべき」との御受け申し上げられ候ふ事(注3)。

事件を眼前に見るがごときの『川角太閤記』の叙述を知ってもらいたくて、引用が必要以上に長くなったかと危惧するが、ここには、七月十五日の五ツ時分(午前七時前後)に、秀吉からの命令が伝えられ、それに従って秀次が切腹したことが、明々白々に述べられている。事件はこの後、秀次が両親・妻妾などへの書簡三通を託した後、行水をし、続いて殉死する五名との簡単な酒宴、秀次自身の介錯による小姓三名(山田三十郎・山本主殿・不破万作)の切腹、秀次(介錯は篠部淡路守)と龍西堂(介錯は服部吉兵衛)の切腹、服部吉兵衛の介錯による篠部淡路守の切腹と進行する。残った服部吉兵衛(吉若という名で「御傘持」をしていたが、直前に秀次から名を授けられたものである)も続いて切腹しようとしたが、検使の二名(福島と池田)に制止さ

れて生き残り、彼は、その後、青木紀伊守、続いて田中筑後守に仕えることになる。

『川角太閤記』の筆者は、「この者(服部吉兵衛)とは二代の傍輩にて御座候ふ故、高野にての有様、よく承り届け申し候ふ事」と述べて、高野山での出来事の記述を終える。また、同書中には、「初中後の様子、この吉兵衛見申し候ふ」との言も見える。これらに拠るなら、『川角太閤記』の文禄四年七月十五日の高野山の記述は、その一部始終を秀次の傍で見えつつ、殉死者二名の介錯を果たした人物の目撃・体験談を記録したものであることになる。実際、そこにおける記述には、

- ▽僧侶でありながら、共に殉死した龍西堂は、最初から一行と行動を共にしていたのではなく、十三日朝に高野山にわざわざやってきたものであること、
- ▽事前に、秀次の介錯を誰がするかで、山田と篠部の間で争いがあったこと、
- ▽切腹に先立ち、秀次が行水したが、その「拵へ」は、御傘持吉若——『川角太閤記』の筆者に事件を語った本人が行ったこと、
- ▽秀次が介錯した三人の小姓の切腹の順序を、『太閤さま軍記のうち』や『太閤記』などが、山本、山田、不破の順序であったとしているが、実際は不破、山田、山本の順であったこと、
- ▽不破の介錯には二刀を要したが、刀を換えることにより、山田と山本の場合は一刀で済ますことができたこと、
- ▽龍西堂と秀次の切腹は、床机に腰掛けて、同時に声を掛けて、刀を自分の腹に突き立てたものであったこと、
- ▽その際、龍西堂は床机から転び落ちたこと、
- ▽秀次の切腹に対する篠部の介錯は、一刀目と二刀目は手元が狂い、三刀目ようやく首を落とすことができたこと、
- ▽介錯の不首尾を恥じる篠部に対し、検使の二名がわざと「見ていなかった」と答えたこと、

など、現場で事件を目撃したものでなければ書けそうにないリアルでヴィヴィドな描写が続いている。特に、先の引用中で、切腹の命令が秀次のもとに伝えられたのは、十五日の「五ツ時分」であったと、おおよその時刻まで記されているのは、他の文献には全く記されていない独自の情報であるが、それは、事件直後の十六日に記された「くわんはくと、きのふ十五日のよつ時に御はらきらせられ候よし申」(注4)という『御湯殿上日記』の記事と、事件の時間的経過の点でも照応しており(注5)、『川角太閤記』の七月十五日の高野山での事件の記述が、『太閤さま軍記のうち』や『太閤記』とは別な、確かなルートから得られたものである可能性を高める事実であろう。

また、秀次失脚自刃事件に対する『川角太閤記』の記事は、次のような記述から始まる。

一、未の年、文禄四年六月廿六日、関白様へ御使ひを立てられ候ふ。御使ひは、石田治部少輔、増田右衛門、富田左近、長束大蔵、徳善院、この五人にて御座

候ふ。様子は、しかと存ぜず候ふ。後々の取沙汰には（下略）

注意すべきは、「様子は、しかと存ぜず候ふ」の一文である。何気ない言葉遣いであるが、この一文は、『川角太閤記』の筆者が、知らないことは知らないと言ふことができて、推測を推測と断らずにものを言ったり、無責任な創作的記述をしたりする人物ではなかったことを示している（注6）。これもまた、一連の事件についての『川角太閤記』の記事に対する信頼度をより高めるものであると私は考える。

『川角太平記』の成立は、元和七年から九年の間と推定されている（注7）。慶長年間には成立していたとされる『太閤さま軍記のうち』に比べて時期は下るが、そこに記されている内容には、『太閤さま軍記のうち』から影響を受けたと思われるところは全くうかがわれず、全て『太閤さま軍記のうち』とは出所を異にすると思われるものばかりで、その点、秀次失脚自刃事件を学問的に論ずるのなら、決して無視されてはならないものであると私は考える。そして、もし『川角太閤記』の史料としての価値を認めるなら、その時点で、「秀次は「無実の証明のため」自ら切腹した」とする説は成立し得なくなるというのが、私の結論である。

次に（二）について述べる。結論を先に述べるなら、秀吉が、秀次に高野山行を命じたということそのものが、その時点（七月八日）では、秀吉には秀次の生命を奪う意志がなかったことの何よりの根拠となるということである。何となれば、近い将来ある人物（秀次）を死刑に処そうと思いつつ、その人物に高野山へ行けと命ずることは、まともな人間の判断として有りえない処置だと、私には思われるからである。

文禄四年七月八日朝（注8）、秀次は、ほとんど無防備な状態で（注9）伏見城にやって来た。その時、もし秀吉が秀次を殺すつもりであったのなら、どうするであろうか？ 一番率直な方法は、その場で包囲し、自殺を強要するか殺害すればよいのである。それでは余りに突然すぎるので、周囲の動揺を少なくするためにしばらく猶予を置いて、時期を見て殺すつもりなら、どうするであろうか？ 多分、伏見城内あるいは、近くの適当な配下の者の屋敷に入れ、軟禁状態にするであろう。実際、『川角太閤記』によれば、秀次は、伏見到着直後、一度「糟屋内膳が屋形」に入れられている。しかし、秀吉が命じたのは、高野山行であった。これはどういうことを意味するであろうか？ 高野山内は、（恐らくはその開山当初から）俗世権力の徴税権や警察権等の及ばない宗教的聖地として、広く自治が認められていた場所であった。また、ある人物が僧侶の体となって一たび山内に足を踏み入れさえすれば、たとえその人物が俗世でどのような罪を犯した者であろうとも、その人物が山内を出ない限り、その罪は問われず、山内の自治によって保護されるというのが、古くからの不文律（注10）であったのも周知のことである。この不文律は、連綿として受け継がれていた（注11）。そして、それは、豊臣政権下において、次のような条文として成文化される。

一、天下に対して敵をなす謀反悪逆人を寺中に匿ふこと然るべからず。道心者といふは、親を殺し、子を殺し、主の用に立たず、又は面目を失ひて髻を切り、男もならざる輩、これ等を山中に匿すことは苦しかるまじきか。

天正十三年四月十日、秀吉軍の高野山攻撃を目前に控え、応其上人の周旋によって、高野山の代表二名（南院主宥全・遍照尊院快言）と秀吉との会談が実現した際、攻撃回避の条件として、秀吉から高野山へ示された四か条のうちの二つである。高野山側は、四か条全てを受け入れ、四月十六日付けで請状を提出した。意味する所は、「天下に対して敵をなす謀反悪逆人」を除き（この例外が設けられた所が、従前とは決定的に異なるのであるが）、それ以外の者は、親や子を殺した犯罪者であっても、主君から勘当された者であっても、世間に顔向けできないような不始末をしでかした者であっても、従来どおり、山内で保護してよい」ということである。この条文の存在を念頭に、秀次に高野山行を命じた秀吉の命令を考えると、どうなるか？

まず、秀次が「天下に対して敵をなす謀反悪逆人」であるのなら、高野山といえどもそれを匿うことができないのだから、高野山としては、秀次が「天下に対して敵をなす謀反悪逆人」ではないという前提がない限り、秀次の身柄を受け入れることはできない。その前提で受け入れさせた上で、また改めて、秀次を切腹させるためには、どのような手続きが必要か？ 秀次の罪が実は謀反であったことを高野山側に説明し、納得させ、山内の意思決定機関の承認を受けることが、秀吉側（具体的には、応其上人）には求められる。実際、『太閤記』に拠れば、応其上人は、秀次への切腹命令を受け入れるかどうか、「一山衆会之評議」を十五日の払暁より開催し、山内の意見集約を図っている。秀次に切腹の命令が伝えられたのは、そこでの議決がなされて後のことである。もし、秀吉が、文禄四年七月八日の時点で、秀次を近いうちに殺さねばならない存在であると考えていたのなら、どうしてそんな面倒が予想される選択肢を選ぶであろうか。それはまた、後述するように、天下惣無事事業の盟友として個人的な信頼関係で結ばれていた応其上人（同時に、母・大政所の菩提寺の住持である）に対し、詐術を用いることにもなる。秀吉はそんな愚かな人物ではなかったはずである。

さて、七月八日の時点では、秀吉には秀次を殺す意志がなかったのであるが、七月十五日には、秀吉の命令によって秀次は切腹しているから、その間のどこかで、秀吉の意志が変わったということになるのであるが、ここで注意されるのは、先学の研究でも注目されている「秀次高野山住山之儀二付被仰出条々」と題される七月十二日付けの文書である。本文のみを引用する（注12）。

一、召使候者侍十人、此内坊主、台所人共、下人、小者、下男共五人、都合十五人可為候。此外小者一切不可有之候。然共ほつたい黒衣之上は、上下共、刀脇差不可帶之事。付タリ、此方奉公仕もの、縁者親類、不可召置事。

一、為惣山番之儀、昼夜堅可申付候。自然於令下山者、惣山可加成就事。

一、当山出入之口々二番を居、秀次見廻之族、可令停止候事。

詳論は避けるが、先学の指摘するごとく、この文書は、秀次がこれから当分「高野住山」即ち、高野山内に住む(継続的に生活する)ことを前提としているものである。この文書を高野山に届けたのは、福島正則・池田秀雄・福原長堯の三名であったとする見解があるが、この時点で派遣されたのは福原長堯一人で、彼は(多分十三日中に高野山に到着し)、十四日(多分、朝)に、秀次に会い、この文書の趣旨を伝えている。「川角太閤記」は、その場面を、以下のごとく記述している。

一、十四日に福原右馬助を御使に立て、御神妙の御覚悟然るべきの由、御誕にて、先々御意に御任せなされ候ふ、終には目出たく御中なほりなさるべく候ふ間、御意に御任せ然るべく御座候はんと申し上げ候ふところに、関白殿御意には、此の上は、道具御出しなさるべしとて、残り無く御出しなさる。

これは、「秀次高野住山之儀二付被仰出条々」の第一条に「ほつたい黒衣之上は、上下共、刀脇差不可帶之事」に対応した処置のほつたものである。その際、福原は「終には目出たく御中なほりなさるべく候ふ間」と述べ、秀吉と秀次の関係修復への期待を述べている。即ち、彼は、この時点でもなお、秀次に切腹が命ぜられるとは、全く考えていなかったようである。

しかし、遡って十二日に福原がこの文書の使者となつて高野山に向けて出発して後、十三日までの間に、京・伏見では、事態が急展開していた。「太閤さま軍記のうち」には、七月十三日になって、この事件に関し、白井備後守・熊谷大膳頭・木村常陸守など、秀次側近たちの処罰が決定したとの記述が見える。即ち、次のごとくである。

七月十三日、くみつかまつり候ふ悪行人御成敗

御検使 民部卿法印 増田右衛門尉 石田治部少輔

一、白井備後守 四条じやうどしゆうていあんにて腹を切る。

おなじく妻女 四条道場にて自害つかまつり、一首よみおき候ふ。

妻ゆゑにすみぞわたるわがすがたつひに蓮の縁となるらん

哀れなるありさまなり。

一、熊谷大膳頭 嵯峨の二尊院にて腹を切る。

一、木村常陸守 津の国五かの庄大門寺にて生害。

日ころたくはへおき候ふ黄金、めしあげられさぶらふなり。

おなじく妻女 帥の法印に御あづけ。

一、一柳右近妻子 伊藤伊賀に御あづけ。

一、服部采女妻子 吉田清右衛門に御あづけ。

長くなるので、引用は初めの五名の部分のみにとどめたが、この記事は、『言経卿記』文禄四年七月十四日の記事に、

一、昨日、殿下御内衆熊谷大膳大夫、栗野木工助、白江備前守、・・・等、太閤

より腹ヲ切ラサレ了由風聞也。

と見えるのと内容がほぼ一致しており(注13)、事実であることが確かめられる。秀次の切腹も、恐らくこの時決まったのであろうと私は考える。そして、その決定は、福島正則と池田秀雄の二名が使者となつて、十四日に高野山に伝えられ、応其上人はそれを受けて、十五日明け方よりの「一山衆会」の開催を決定。そこでの議決の結果が福島・池田に伝えられた後、「五つころ」兩名は秀次の許に行き……、以下は、先に引用した『川角太平記』が述べるとおりである(なお、切腹の命令が十三日に発せられたのなら、それが十四日中に高野山に届くことは不可能であるとする見解があるが、それについての私見は補論IIとして述べる。また、『太閤記』には、秀次に切腹を命じる応其上人にあてた七月十三日付け五奉行連署状が掲載されているが、その真偽については、補論IIIとして述べる)。

以上のごとき史料から、七月八日以後、事件は漸進的に展開したのではなく、十二日と十三日の間で急展開したことが知れる。では、何故十二日と十三日の間で事件が急展開したのかというと、極く平凡に、「謀反の企てが実際に存在し、秀次自身もそれに係わっていたと言わざるを得ない決定的な情報」が、秀吉側(恐らくは、石田三成か増田長盛)にもたらされた(というより、私の考えでは「もたらされてしまった」)からだとは私には考える。その情報は、直ぐに秀吉(注14)に伝えられ、そこで対応策が協議された(注15)。その結果として、十三日までに、秀次の切腹と『太閤さま軍記のうち』にいう所の「くみつかまつり候ふ悪行人御成敗」が決まり、秀次に切腹を命ずるために、福島正則・池田秀雄が高野山に派遣され、云々となる。

では、誰が、どのような理由で、その「謀反の企てが実際に存在し、秀次自身もそれに係わっていたと言わざるを得ない決定的な情報」をもたらしたのかと言うと、これも、極く平凡に、謀反の企てに加わっていた者(一人または複数)が、自らへの処罰を逃れるために、自らに探索が及ぶ前に、事件の全貌を当局に密告したと考えて都合はないのではないか(注16)。そして、もしそうなら、その時点で既に秀次の政治的生命は完全に失われており、今さら無実の罪をでっち上げる必要はないのであるから、この情報は事実に基づくもので、秀次の謀反は、冤罪ではなかった可能性が高いと私は考える(注17)。ここまで来れば、では情報提供者は誰かということが気になるが、これ以上の追究は差し控えることとしたい。ただ、探索の対象としては、秀次側近、有力大名、堂上方面の三つがあげられるとは言つてよいであろう。

以上、矢部氏が自説のまとめとした①②について、私見を述べ終えた。あとは、普通に従来の説のとおり、「秀次の謀反に激怒した秀吉は、秀次を切腹させるだけでは気がおさまらず、怒りの感情の赴くまま、八月二日、秀次の妻妾等三十余名を、その子と共に、京都の三条河原で見せしめとして公開処刑した」と考えてもよいのであるが、別なふうを考えることも可能ではないかという意味で、以下に、私見を披瀝したい。

それは、『太閤記』の中に見える、以下のようなエピソードが、従来の説では、どうにも説明がつかないからである。

福島、福原、池田、十六日の晩、伏見に至り、その旨披露し奉り、「秀次公御面の事、いかが仕り候はんや」と申し候へば、その御返事はなく、「木食上人は、あへなくも切腹させ侍るよな」と、聊か御袖をしぼり給へり。

福島正則以下三名が、十六日の夕刻、秀次の首をもつて伏見に戻り、秀吉に報告した後、秀次の首の処置を尋ねたところ、秀吉は、その問いにはこたえず、「木食上人は、あへなくも切腹させ侍るよな」と言つて涙を流したという話である。ここに描かれた秀吉の姿は、決して秀次の謀反に激怒しているものではない。自らが命じたものでありながら、秀次の死を悼み、悲しんでいる姿である。いずれが本当の秀吉の姿であったのだろうか？

このエピソードは、『太閤記』にのみ見えるものである。そして、『太閤記』の記述には多くの事実ではないことが含まれていることも、私自身、注6として指摘したとおりである。従つて、このエピソードを、「太閤記」しか見えない話であるので、事実とは認められない」として切り捨ててしまふなら、論はそこで尽きる。従つて、以下は、「もしこのエピソードが事実であるとしたら」という条件付きで、敢えて私が述べる所のものであることを了解されたい(注18)。

七月八日の時点で、秀吉が事件に対して激怒していたことは、注16に引用した『兼見卿記』の記述からも間違いはあるまい。ただし、それが秀次個人への肉親感情を一切忘れさせるほどの激しい憎悪・報復の感情となり、それがずっと秀吉の心中にとどまっていたかといえ、私は、そうではなかったと思う。もし、秀次に対する秀吉の感情が憎悪・報復の念だけであつたなら、高野山で謹慎している秀次の命を奪うに際して、どのような手段をとるであらうか。何らかの口実をもうけて秀次を下山させ、京都に連れ戻し、そこで、切腹よりもっと屈辱的な、あるいは残酷な方法で、公開処刑することも可能であらう。しかし、秀次は、武士としての体面を保つて、五名の殉死者と共に見事に切腹した。それは、罪状が謀反であることを考えれば、むしろ「情けある」とさえ言える処置ではあるまいかと私は思う。そのように考えると、届けられた秀次の首を見て、秀吉が涙を流したという『太閤記』の話も、必ずしも創作とは言ひ切れないのではないかと私には感じられるのである。そして、秀吉は、その時に「木食上人は、あへなくも切腹させ侍るよな」と述べたというのである。この一言から、どのようなことが読み取れるであらうか？

「あへなく」は、ニュアンスの微妙な語であるが、結果に失望している場合に用いられ、この場合は「木食上人は、なんとあつさり(秀次を)切腹させたことだ」というほどの現代語訳にならう。秀吉は、自分自身で秀次に切腹を命じつつ、同時に、木食応其上人の手によって、秀次の命が救われることを(心の底では、密かに)願っていたということになる。形式論理的には矛盾しているが、政権の統治者として謀反

人を厳罰に処せなければならぬ秀吉と、小さいころから可愛がつてきた甥っ子を助けたいと思うただの人間としての秀吉と、矛盾した二人の秀吉が、現実の秀吉という一つの肉体に並存していたと考えるのは、決して無理なことではあるまい。

秀吉と応其上人との接触は、文献上では天正十二年ごろから確認される(注19)が、二人の結びつきが決定的となるのは、天正十三年四月、秀吉軍の高野攻めに際し、応其上人の仲介によつて、高野山の無血武装解除がなされた時である(注20)。続いて、天正十五年の九州征討においては、秀吉方の使者となつて長期の交渉にあたり、結果として島津義久の降伏と鹿児島島の無血開城を齎した。また、東大寺の大仏に代わる天下惣無事の宗教的シンボルたるべく企図された東山大仏の建立には、秀吉の代理として一切を差配し、天正二十年に母・大政所が死去すると、秀吉は、その菩提を弔うために、高野山に剃髪寺(その後、青巖寺と改名)を建立して応其上人を住持とした。

文禄三年の三回忌法要に際し、秀吉は、徳川家康、前田利家、伊達政宗、蒲生氏郷、細川幽斎等を引き連れて登山、三月四日の連歌会では、一年を経れば若木も花も高野山の発句を詠んで、秀頼を若木の花に喩えて、その成長を祈願した。それに対し上人は、「霞むかたへの広き垣内」の脇を付け、家康以下の連衆を垣に喩えて、その庇護を祈っている。当時の人が「太閤御威光又木食興上人生相不思議ノ事也」と述べている(注21)。こゝで、秀吉にとつて、応其上人は、自らの天下惣無事事業の宗教面での最大の功労者というだけではなく、個人的な信頼関係で結ばれた——その死を知らされた時、氣を失つたと伝えられるほど母思いであつた秀吉の、その母の菩提寺の住持に、どうして人格的に信頼も尊敬もできない者を選ぶであらうか——盟友ともいふべき存在であつた。では、一体、秀吉は、上人がどのようにすれば、秀次の命を救うことができるかと考えていたのであらうか。

私は、秀吉が考えたことは、たった一つの可能性しかないと思う。それは、秀次自身「命乞い」である。それ以外の理由では、たとえ一山衆会の決議であつても、秀次の罪状が謀反である限り、高野山側は、秀次助命を申し出ることにはできない。何故なら、それは、天正十三年四月に交わされた秀吉と高野山との盟約の破棄を意味し、秀吉と高野山の関係を、それ以前の状態に戻してしまうことになるからである。しかし、そんなことに係わりなく、「御本人が命乞いをしてから、太閤様の御養子で甥御様でもあるし、一応」ということなら、切腹の延期の嘆願くらいはできよう。そして、応其上人なら、秀次に説いて(その時は、秀次の親や妻妾や子の運命が、当然、大きな説得の材料となる)、「命乞い」をするように仕向けることができるのではあるまいか。そして、上人から嘆願が出されたら……、甥っ子の命を何とかして助けたいと思う「もう一人の」秀吉は、藁にもすがる気持ちで、それを期待していたのではあるまいか。その秀吉の気持ちがあ上に伝わっていたかどうか、それは、私には分からない。ただし、秀吉の期待に反して、上人には、秀次に「命乞い」をさせる時間的な余裕がほとんどなかったことは推測がつく。七月十三日付の「秀次切腹命令」が上人

のもとに届いて後、上人は、恐らく十五日払暁からの一山衆会をどのように乗り切るかで忙殺されたはずである(注22)。何となれば、もしそこで命令を拒否するというような決議がなされてしまったら、前述のごとく、高野山と秀吉の関係は、一切が瓦解してしまうからである。そして、そこで命令を受け入れるという決議がなされるまで、上人は、秀次に「命乞い」をさせることができない。何故なら、「命乞い」の前提には「死」がなければならぬが、一山衆会の議決が済まない限り、上人にとつて、秀次の「死」は、まだ前提とはなっていないからである。一山衆会の議決がなされ、その結果を知った秀吉の使者達は、すぐに青巖寺に赴き、秀吉の命令を伝えた。あとは、『川角太閤記』が描写するとおりである。秀吉のほかない期待は、やはり、ほかない期待に過ぎなかったのである。

以上、仮定の上に仮定を重ねた論ではあるが、秀次に切腹を命じた後にも、秀吉の心の奥には、秀次の命だけは何とか助けたいという気持があった可能性のあることを述べた。では、もしそうであつたなら、続く八月二日の秀次の妻妾たちの公開処刑は、どう解釈されるのだろうか。以下、それを論ずる。

近代の研究者の中には、この事件を秀吉の残虐性を示すものとして云々する向きが存在する(注23)。しかし、処刑方法は、当時の普通の方法であつて、特に残虐な方法が用いられているわけではない。処刑後も、磔・獄門など、ことさらな見せしめの処置はとられていない(注24)。事件が表面化して後、彼女たちは丹波・亀山城内に集められていたが、処刑を前にして、七月晦日、京都の徳善院の屋敷に移される。その様子は、『太閤記』に拠れば、

今日明日を限りの事なれば、これかれのおとづれ、かずかずなり。とかくせし間に、鶏の声もしきり、八月朔日の空も、霧のまぎれに明けはなれしかば、又、知るかたさまよりの暇乞ひの文来たれば、使ひの女房、文箱の蓋を片手に持ちながら、目もくれなぬにぞ見帰り行くありさま、見る目さへにまどひぬ。朔日、さまさまのあはれさに、ほどなく日も暮れ、行水の、経帷子の、遺物の事までにて、
 他事なし。

のごとくである。ここにも、何ら、残虐とか無慈悲とか言われねばならない様子は見られない。外部からの訪問も、通信も、制限されていないようであり、行水、死装束、遺品の処理と、彼女たちができる限りこの世に心を残すことなく刑場に赴けるよう、周囲は同情し、配慮していることである。処刑当日、彼女たちは、西向きに置かれた秀次の首(勿論これは、西方浄土を望ませようとする、善意の配慮である)に、最後の別れをした上で、刑に処せられている。それについて、『太閤記』には、「公の御顔を西向きに居多置き、寵愛二十余人の女郎達に拝ませ申すべき旨(注25)、兼ねて仰せ出だされし」とあつて、これらの処置は、秀吉自身の指示によってなされたものであることが知れる。これらは、謀反人の妻妾の処刑に対して、秀吉として

できるぎりぎり一杯の配慮ではなかったかと、私には思われるのである。

「三族を夷ぐ」という語がある。謀反人に対しては、本人のみならず、父母・兄弟・妻子まで処刑されるという意である。当時において謀反は最も重罰に処せられるべき罪であり、秀次が、その罪状に対し何の弁明もせず切腹した以上、彼女達が謀反人の妻妾として処刑されるのは、可哀想ではあるが仕方のないことであつて、特別に秀吉を残虐視せねばならないことではなかったと私は思う。ただ、秀次の妻妾達の数が三十余名と多数であつた(同時に、当然のことだが、殆どが若く美しい女性とその子であつた)ため、その公開処刑が、人々に強い衝撃を与えたというだけのことである。秀次に対する憎悪の余り、秀吉が秀次の妻妾三十余人までもその子ともども残酷に処刑したという見解は、明白に訂正されねばならないと私は考える。

以上、矢部氏自身がまとめられた①②③の三点に対する私見を述べ終えた。矢部氏にならつたまとめ方をすると、それは、以下のごとくになる。

①秀次周辺の謀反事件の表面化に際し、七月八日、秀吉は秀次に高野山行を命じた。これは、秀次自身は謀反に関与していないという前提で、秀次の政治的生命のみを奪い、事件の穏便な解決を図ろうとするものであつた。

②七月十二日に事態が急展開し、秀次自身の謀反が確定してしまつた。秀吉は秀次に切腹を命じ、十五日、秀次は、それに従つて自刃した。

③秀次の謀反が確定してしまつている以上、八月二日に彼の妻妾・子が処刑されたのは、可哀想であつても、当然のことであつて、処刑方法も、特に残虐視されねばならないものでは決してなかつた。

そして、もう一点、

④秀次に切腹を命じつつ、秀吉の心のどこかには秀次の命を救いたいという矛盾した思いがあり、秀吉は、それを、応其上人に期待していたのではあるまいか。

ということ、本論稿の結論として付け加えておく。ただし、④は、飽くまで「可能性」として述べるものである。

以下、論の流れをスムーズにさせるために、本文では詳論できなかった点を、補論 I ～ IV として述べる。

〔補論 I〕『御湯殿上日記』文禄四年七月十六日の記述について

『御湯殿上日記』文禄四年七月十六日には、「くわんはくとの、きのふ十五日のよつ時に御はらきらせられ候よし申。むしちゆへかくの事候のよし申なり」との記述が見える。この記述の解釈について、矢部氏は、

従来「御はらきらせられ」の「せ」を「使役」で理解し「腹を切らされた」と

読んできたのに対し、筆者は「せられ」を「尊敬」で読んで「腹をお切りになつた」と解釈し、「無実のためこうなつた」というのは、秀次が「無実の証明のため」自ら切腹したことを示すと考えた。

と述べられている(注26)。

私見を言えば、まず、「御はらきらせられ」の「せ」は、氏の指摘どおり尊敬の助動詞である。「せ」を「使役」とすると、「はら」には「御」がついているので、「御自身の腹」であるから、現代語では「関白殿は、昨十五日、(御自身の)腹をお切らせになつた」という意味になる。(冗談だが)盲腸炎か何かの手術でもない限り、そのような状況は有り得ない。「尊敬」であるなら、「関白殿は、昨十五日、腹をお切りなられた」で、何の問題もない。

次に、「むしちゆへかくの事候」については、「ゆへ」(故、歴史的仮名遣いでは「ゆゑ」)が逆接的にも用いられることを指摘したい。例えば、天智天皇の妻であった額田王に対して大海土皇子が詠んだ和歌の「人妻ゆゑに我恋ひめやも」(『万葉集』巻一―二〇番)など、古典文学の研究者なら誰もが知っている例である。大海人皇子は、額田王が「人妻だから」恋しく思うのではない。「人妻なのに」恋しく思うのである。従って、「むしちゆへかくの事候」は、普通に「無実なのにこんな事になつた」という意味に理解できる。ついでに言えば、最後の「なり」は、「断定」ではなく「伝聞推量」の助動詞だから、「くわんはくとの、きのふ十五日のよつ時に御はらきらせられ候よし申。むしちゆへかくの事候のよし申なり」の記述は、「関白殿が昨十五日に切腹なさつた(人々が)言っている。無実なのにこうなつたと言っているそうだ」というだけのこと。「高野山からの急報」(注27)の内容を筆者が記したというものではなく、筆者周辺の噂の紹介に過ぎない。周辺の人々が何故秀次を無実だと言うかといえば、秀次から、秀吉には無断で銀五千枚が皇室周辺に贈られている事実があり、もし秀次の謀反が事実で、皇室周辺の誰かがそれを知っていたとしたら、嫌疑は皇室にまで及び、大変な事態となるから、「全く謀反なんて知らなかつた、今でも無実だと思つている」という言い訳のために、恐らく意図的に言い触らしているものであろう。それはまた、『御湯殿上日記』の筆者の気持でもあつたはずである(注28)。

〔補論Ⅱ〕京・伏見から高野山までの情報伝達速度について

「秀次切腹の命令が七月十三日に出されたのなら、その命令は十四日には、高野山には届きえず、それでは、事態の経過的に十五日四つごろの秀次の切腹に間に合わない。従つて、秀次切腹の命令自体が存在しなかつたのではないか」とする説が存在する(注29)。伏見から、高野山麓の橋本(注30)までの距離は、少し遠回りのJRの路線を辿るルート(注31)でも九七・九キロで、全行程馬行が可能である。馬の速度を毎時十五キロとすれば、所要時間は六・五時間。当日は好天で、まだ日も長いから(太

陽暦では八月十八日)、十三日の正午過ぎに伏見を出ても、日没までには橋本に到着することが出来る。そして、橋本からは、私自身、最近、橋本↓学文路↓河根↓神谷↓不動橋↓女人堂のコースを五時間弱で歩いた経験がある。その間、神谷までは、大部分馬行が可能であるから(注32)、そうすれば、三時間ほどであろうか。十三日に伏見を出発した使者は、十四日の午前中には、余裕で高野山に到着することが出来る。それを不可能だとするのは、『太閤記』に「三使その勢三千余人、兵具いみじく出立て、青巖寺をひたひたと打囲みけり」とあることに従つて、使者達が、完全武装の兵士三千余人を率いて高野山に向かつたと考えるからであるが、秀次の周りにいる武士は十名程度に過ぎない(注33)。その程度を相手に、そんな大軍の移動は必要ない。私は『太閤記』に記された青巖寺包囲事件の存在自体を疑わしく感じるものであるが(注34)、たとえ事実であっても、青巖寺を包囲するだけなら、「秀次高野住山之儀二付被仰出条々」に「為惣山番之儀、昼夜堅可申付」とある者を増員・動員するだけで十分であろう。

〔補論Ⅲ〕『太閤記』所載、木食興山上人宛五奉行連署状の真偽について

当該の文書は、文禄四年七月十三日付けで、徳善院玄以下五奉行の連名で、応其上人に宛てられたとするもので、「為御意申達候。仍、秀次公御謀反の条々、少も依無疑之、可被進御切腹之旨候」云々と、秀吉から秀次切腹命令があつたことを知らせる趣旨のものである。この連署状が確かなものであれば、私にとつては好都合なのであるが、矢部氏によつて「甫庵が江戸時代に「創作」したもの」との見解が述べられている。氏の見解の根拠とする所は、

▽日付に「文禄四年」と年記があること(月日だけであるべき)

▽前田玄以の署名が「徳善院玄以」となっていること(民部卿法印とあるべき)

▽五奉行の署名順が、通常とは逆であること

▽当日、同座できないはずの浅野長吉の署名があること

等であるが、この連署状が虚構であることは、本文中に「猶三使可有演説之条、令省略畢」とあることからとも言えると思われる。これは、使者三名が同時に派遣されることを前提とする表現である。しかし、実際は、福原長堯のみが、先に「秀次高野住山之儀二付被仰出条々」を託されて十二日に出発し、十三日に切腹の命令の伝達のために派遣されたのは福島正則と池田秀雄の二名であつたことは、先に述べたとおりである。当該の連署状が史料として用いられないことは、明白であろう。

〔補論Ⅳ〕「御傘持吉若」に関連して

繰り返しになるが、『川角太閤記』の高野山に関する記述は、秀次の切腹当日ずつ

と秀次の傍にいて、殉死者二名の介錯をした人物からの聞書である。彼は、それまでは「御傘持吉若」と呼ばれていた。「御傘持」とは、貴人が外出などの際、長柄の傘を差し翳す役目の者である。では、彼は、いつから秀次の「御傘持」を勤めていたのであろうか。勿論、秀次が高野山に来てからではない。秀次は高野山では謹慎の身であるから、外出できず、「御傘持」の必要はないからである。そうであるなら、彼は、七月八日に、秀次が秀吉に会うべく聚楽から伏見に向かったその時から、ずっと「御傘持」として秀次につき従ってきていた可能性が高い。また、新参者がこんな時に選ばれるはずはないから、彼は、それより以前から秀次の「御傘持」をしており、役目上、門番その他の下仕えの者たちと情報交換する機会も多かったと思われる。このように考えると、彼は、秀次の外出先や訪問客について、かなり正確な情報を得ることができたと思われ、『川角太平記』のみに見える以下のごとき事柄も、事実である可能性が高いと私には考えられるのである。

i 事件の詮索のために、秀吉方から秀次の許に使者が派遣されたのは、文禄四年六月二十六日をはじめであること。また、その使者は石田三成、増田長盛、富田一白、長束正家、前田玄以の五名であったこと。

ii 五名は、七月二日、三日頃までは、毎日のように来訪していたが、以後、途絶えたこと。

iii 秀次が伏見に赴いたのは、秀吉から派遣された「御比丘尼幸蔵主」の勧めに従ったものであること。

iv 秀次は、自らが伏見へ赴くに先立って「三人の若君様」を行かせていること。また、その「道々」には、秀吉方から派遣された「御目付衆」が配されていたこと。

v 秀次が伏見へ到着すると、直ぐに糟屋内膳の屋形に入れ置かれ、そこで高野山行を命ぜられたこと(『太閤さま軍記のうち』や『太閤記』は、木下大膳頭の所に入ったとする)。

私自身、以上の五点から幾つか推測する所があるのであるが、論が拡散するので、それは控える。ただし、iiiだけは本論稿の結論として①④として私が述べた所に関係するので、それを、補論Vとして述べる。

〔補論V〕『太閤記』所載の秀次迎えの使者となった堀尾吉晴のエピソードについて

『太閤記』に拠れば、文禄四年七月八日、秀次を伏見に迎えるために、宮部継潤・前田玄以・中村一氏・堀尾吉晴・山内一豊の五名が聚楽へ派遣された。ただし、秀吉は、その中の堀尾吉晴のみを一度呼び戻した。以後は、次のごとくである。

「彼のいたづら者察し候ひて、来たらざる事もあらば、いかが致すべきぞ」とささやき給ひしかば、堀尾承り、「御心を安んぜられ候へ。よきに計らひ申すべし」と、心よげに言上せしなり。その時、秀吉公、「汝が命を、今度と、三度くれけるよ」

など宣ふとひとしくなみだぐませ、御暇乞ひ有りけり。

言葉には出さないが、秀次が迎えに応じない場合、相打ち覚悟で殺せと堀尾に命じていることは明白であろう。管見の及ぶ範囲でしかないが、実は、この話が、「高野山行を命じる以前から、秀吉が秀次を絶対に殺さなければならぬ存在だと考えていた」と考えなければ理解できない唯一の文献上の例である(秀次側が秀吉に殺されるかもしれないと恐れていたとする例なら、いくつもあるが)。しかし、『川角太閤記』によれば、当日の朝、秀次の許に行つたのは幸蔵主であり、『太閤記』のエピソードが虚構であることが証される。

注1: 「関白秀次の切腹と豊臣政権の動揺―秀吉に秀次を切腹させる意思はなかった―」(『國學院雑誌』第一一四巻第一一〇号)二〇一三年)

注2: 『消された秀吉の真実―徳川史観を越えて』第八章「太閤秀吉と関白秀次」(堀越祐一)二〇一一年。人物叢書『豊臣秀次』第八章(藤田恒春)二〇一五年。

注3: 引用中、括弧内の「と」は私見で補ったものである。

注4: 「よつ時」は午前十時前後である。

注5: わざわざ「五ツ時分」と記さなくとも叙述が成立することは、『太閤さま軍記のうち』や『太閤記』の記述それ自体が証明している。

注6: 比較のために言えば、八月二日、事件に連座して処刑される秀次の正妻・一の台の和歌は、『太閤さま軍記のうち』に拠れば「つまゆゑにくもらぬ空に雨ふりて白河くさの露ときえけり」であるが、『太閤記』では、それを「心にもあらぬうらみはぬれぎぬのつまゆゑかかる身となりけり」としている。秀次の失脚・自刃を石田三成の讒言による冤罪事件とする態度は、『太閤記』に一貫しているが、甫庵は、そのためにことさらな改竄を行っていることが明白である。『川角太閤記』の筆者の態度とは対照的であるといえよう。

注7: 桑田忠親『太閤史料集』二二五ページ。

注8: 出発の時刻を記した記録はないが、伏見に到着したのは、『兼見卿記』に拠れば、「午刻一である。『川角太閤記』には「昼時分」とあり、一致する。

注9: 『川角太閤記』に拠れば、「御供には道三・玄朔、その外、小姓衆十人ばかりにて」ということである。『兼見卿記』に「御小者一両人之体云々」とあるのは、伏見到着後、「小姓たち」を城下に控えさせ、そこから、面会のために城内に赴いた時の伝聞であろう。

注10: あるいはそのような事項を記した文書があるのかも知れないが、浅学の身でその存在を知らないの、「不文律」というチームを用いる次第である。なお、その点、御教示を賜るなら幸甚である

注11: 「ある人物が僧侶の体となつて一たび山内に足を踏み入れさえすれば、たとえ、

その人物が俗世でどのような罪を犯した者であろうとも、その人物が山内を出ない限り、その罪は問われず、山内の自治によって保護される」ことの一例として、『信長公記』天正九年に見える、以下の記事を引用する。

八月十七日、高野聖、尋ね捜し搦め捕つて、数百人、万方より召し寄せられ、悉く誅させられ候ふ。子細は、摂津・伊丹の牢人共、高野に拘へ置き候ふ。其の内にて、一兩人、召し出ださるべき者候ひて、御朱印を以て、仰せ遣はされ候ふ処、其の儀、御返事をば申し上げず、剩へ、御使ひに遣はされ候ふ者十人ばかり、討ち殺し候ふ。毎度、御勘気を蒙る者、拘へ置き、緩急に付いて、かくのごとく候ふなり。

伊丹落城後、追及を逃れ高野山にたどり着いた荒木村重の旧臣の内の一兩人に対し、信長側からその身柄の引渡しを求めて十名ほどの人数を派遣して来たが、高野山側は、それを拒否し、使者を殺害した。信長は、その報復として各地を行脚中の高野聖数百人を捕らえ、処刑したという話である。高野山において、宗教的聖地としての山内自治の精神は、たとえ信長の命令であろうとも、拒否し守られるべきものと考えられていたことが知れる。

注12：引用は、矢部氏論稿からの孫引きである。

注13：『太閤さま軍記のうち』には、『言経卿記』に見える栗野木工助の名が見えないが、彼が京都智恩院の近辺で切腹したことは、『川角太閤記』と『太閤記』に一致して見える。切腹の時日については『川角太閤記』のみ記載があり、七月十五日とする。

注14：『御湯殿上日記』七月十三日の条には「大かう御わづらひとて、北のまん所殿より御かつう御申」とあり、これに拠れば、秀吉は当時病臥していたことになる。ただし、事件の急展開によりその対応に忙殺されて、以前から決まっていた宮廷関係のスケジュールをキャンセルせざるを得ず、その口実としての「御わづらひ」であった可能性も考えられる。

注15：近年注目されている「文禄四年七月十二日付け石田三成・増田長盛連署血判起請文」は、その過程で、秀吉の眼前で書かれたものであろう。

注16：『兼見卿記』文禄四年七月九日の条には「御謀反治定、歴々一味之衆在之、連々可有御礼明云々。木村常陸守、御折紙、居城へ太閤被遣、御奉行請取云々。此外種々御礼明の義可被仰出、諸大名恐怖云々。太閤御気色以外之次第云々」と見え、秀次へ高野山行を命じた後も、礼明が継続していたことが知れる。また、密告者が罪に問われることはなく、むしろ褒美の対象となるのは、当時の常識である。

注17：十二日に齎された情報の内容について、普通に考えるなら、秀吉に対する武力蜂起の計画であるが、「秀頼に対する何らかの陰謀」であった可能性もあるのではないか？ 秀次側の不安の根源は秀頼の存在にあるのだから、秀頼の存在を抹消すれば、政権内における地位が、今までどおり維持されると秀次側が考えた仮定すればということである。所詮、小説的な推測でしかないが、同日の「七月十二日付

け石田三成・増田長盛連署血判起請文」の第一条に「御ひろい様へたいし奉り、聊不存表裏別心、御為可然様二もりたてまつるへき事」、第三条に「御ひろい様之儀、疎略を存、并太閤様御置目を相背族在之者、縦、縁者・親類・知音たりといふ共、ひいきへんはなく、礼明の上を以、成敗儀可申付事」とあって、豊臣政権一般ではなく、御ひろい様（秀頼）個人への忠誠を主題としていることであることが、私に「ひよつとして」という思いを抱かせるのである。特に、第三条で「縦、縁者・親類・知音たりといふ共」という一節は、秀次を意識したものであり、「ひいきへんはなく」（最良・偏頗無く）は、秀吉が秀次に切腹を命じざるを得なかった事情を窺わせるのではないかと、気になって仕方がない。

注18：因みに言えば、頼山陽の『日本外史』では、このエピソードは事実であるとして「正則還献秀次首。秀吉愕然曰、山僧無情」と描写されている。「山僧」とは応其上人のことである。

注19：岩倉哲夫「烏帽子形城と長藪城―終末期を中心に―」（『和歌山城郭研究』第十四号、二〇一五年）

注20：以後、高野山は、秀吉による寺社勢力の武装解除のモデルケースとして秀吉の厚い保護を受け繁栄し、天正十五年九月七日には、一山の念願であった金堂再建が成就する。

注21：『時慶記』文禄二年十二月二十九日

注22：天正十三年以後、応其上人が高野山での最高実力者となったことは確かである。しかし、上人の立場は、「権勢をほしいままにした」（松長有慶他『高野山―その歴史と文化』二四五ページ）と形容するようなものではなかった。中世以来の自治組織は厳然として存在しており、そこでの決定がない限り、何事も実施され得ないからである。豊臣政権の下、その保護と援助によって高野山に繁栄を齎せようとする上人の施策は、その一つ一つの場においては、伝統重視の立場からの反対・抵抗に遭遇することも多かったと私は考える。文禄四年においても事情に大差がなかったことは、十一月二十三日付の以下の上人自筆の書状によっても知れる。

学道之儀、御衆中第一之為規模之条、勿論候処、今度八月廿三日庭儀灌頂被執行付而、各御存分尤二候。雖然、対愚老御容赦之段畏入候。所詮自今以後、右之御修中、前代より如御法度、諸法事令停止、可被勤仕旨肝要二候。猶以拙僧年齢半二発心者之儀候間、心底雖無疎略候、就不知案内、如此之題目可在之候間、万端可被仰聞候。（下略）

三か月前、八月二十三日執行の「庭儀灌頂」について、上人側に不手際があり、それを謝罪しているものである。相手側の非難は、上人側が「前代より」の「御法度」を無視したことに対するもので、上人は、「拙僧年齢半二発心者之儀候間」「不知案内」であると断り、「万端可被仰聞候」と教えを乞うている。山内で上人が「権勢をほしいままに」していたなら、このような書簡は書かれるはずはあるまい。上人

と伝統重視派の対立が読み取れる。なお、「一山衆会」が『太閤記』筆者のフィクションである可能性も強いが、そうであっても、上人にとつて、一山の合意として秀次への切腹命令を受け入れるという手続きが必要であったことは、間違いあるまい。

注23：例えば、人物叢書『豊臣秀次』一九〇〜一九三ページ。

注24：比較のために言えば、事件の張本と目されたい木村重茲の妻は、十三歳の女子ともども七月二十六日に磔に掛けられており、先に二十二日に切腹した十六歳の嫡男の首も一緒に梟首されている(『兼見卿記』文禄四年七月二十二日、二十六日)。

注25：「見せしめ」ではなく「拝ませ」という言葉遣いに注意すべきであろう。これも、善意の行為である。

注26：矢部氏論稿四六四ページ。

注27：矢部氏論稿四六四ページ。

注28：この銀五千枚のことが『御湯殿上日記』で初めて触れられるのは、事件が公になつて後の七月十二日のことであるが、そこで「ふしのうへはしれぬ事とて」(武士たちの事情は何もわからないこと)などと言いつつしているのも、事件との係わりを否定したい心理のあらわれであろう。なお、この献金は、八月五日に、法印(徳善院)を介してそっくり秀吉方に返却されているようである。

注29：矢部氏論稿四六五〜四六六ページ。

注30：そこは、応其上人が、京・大坂への往還の際の停宿のために宮んだ現在の応其寺のある町である。

注31：桃山駅から奈良線・桜井線で高田駅に出、そこから和歌山線。

注32：神谷と不動橋の間に四寸岩を呼ばれる難所があり、明治になるまで、そこを馬で通過することはできなかった。

注33：『太閤記』には、武藤左京亮以下十名の名が挙げられているが、その中の一人は隆西堂で、彼は僧侶である。

注34：『川角太閤記』には、このことは一切述べられていない。

以上